

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年9月6日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 クロマグロ輸送業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和6年12月16日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「運送」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、第三者に委託することなく業務を履行できることを証明すること。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

直接交付

長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門管理課
電話 095-860-1662
FAX 095-850-7767

郵送による交付

封書に「【クロマグロ輸送業務】入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記あて郵送のこと。

メールによる交付

任意書式に「【クロマグロ輸送業務】入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記あてファックス送信すること。

4 . 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年9月13日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5 . 証明に関する事項

- (1) 証 明 書 等
- (2) 提 出 場 所
- (3) 提 出 期 限

競争参加者は、上記2.(2)及び(5)を証明する証明書等を提出しなければならない。
入札説明書による。
3. に同じ。
令和6年9月25日 17時00分

6 . 入札の日時及び場所等

- (1) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
- (2) 開札の日時及び場所

令和6年10月1日 11時00分
3. に同じ。
令和6年10月1日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室

7 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- (3) 入 札 の 無 効
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

日本語及び日本国通貨。
免 除。
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
要。
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の及びいずれにも該当する契約先
当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{注1}として再就職していること
当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 当機構における最終職名及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構との間の取引高に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 契約締結時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、当機構のホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構の契約締結に関する情報」が掲載されているので、ご確認をお願いいたします。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大いずれか1箇所(箇所)に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 クロマグロ輸送業務
2. 業務目的 クロマグロを株式会社マルハニチロ AQUA 奄美事業所篠川漁場の海上生簀から長崎庁舎のクロマグロ飼育用陸上水槽まで良好な状態で活魚輸送することを目的とする。
3. 業務場所 **【積み込み場所】**
〒894-1742 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿室釜字赤崎 250-1
株式会社マルハニチロ AQUA 奄美事業所篠川漁場 海上生簀

【積み降ろし場所】
〒851-2213 長崎県長崎市多以良町 1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 長崎庁舎前岸壁
4. 業務日程 令和6年10月15日～11月29日のうち、当所が指定する日とする。
また、天候等におけるリスク回避により業務実施日変更の可能性があるため、その場合は担当職員と連絡調整を行い、業務実施日を決定すること。
5. 業務内容 以下の内容に基づき、輸送業務を実施すること。
なお、積み降ろし以降の収容作業については、当所職員が対応する。
 - 1) 株式会社マルハニチロ AQUA 奄美事業所篠川漁場の海上生簀に活魚輸送船を到着させ、クロマグロ2歳魚（体重約20kg、最大100尾予定）を船艙に積み込み、当所長崎庁舎前岸壁まで輸送すること。なお、積み込み作業時間は当所職員と調整すること。
 - 2) 積み込み場所から積み降ろし場所まで、当所職員1～2名を乗船させること。
 - 3) 当所長崎庁舎前岸壁到着後、船艙から1尾ずつクレーン（当所が所有するクロマグロ専用担架を使用）で吊り上げ、岸壁に待機する輸送トラックの荷台内水槽へ積み降ろしを行うこと。
活魚輸送船の船艙及び輸送の仕様は以下のとおりとする。
 - 1) クレーンを装備する300トンクラスの活魚輸送船であること。
 - 2) 船艙の総容量が300トン程度で、6船艙以上を有すること。なお、1船艙の容量は45～55トンを有すること。
 - 3) 酸素ポンペを適量積載し、何時でも使用可能であること。
 - 4) 船艙の壁面は、赤または黒の格子模様とすること。
 - 5) 積み込み及び積み降ろし作業等において、待機時のクロマグロの生存にかかわる船艙への注水及び排水、酸素通気等の必要な措置は請負業者にて実施すること。
 - 6) 活魚輸送船から陸上水槽への運搬に使用するクロマグロ専用担架、運搬等機材及び輸送トラックは当所が準備する。

6. 完了報告 本業務は、完了報告書の提出をもって業務完了とする。
報告期限 令和6年12月16日
7. 特記事項
- 1) クロマグロは他魚種に比べて酸素消費量が大きいことに加えて、溶存酸素量の低下に敏感で狂奔や異常遊泳を起こしやすいので、積み込み及び積み降ろし時は細心の注意を払って作業を実施すること。
 - 2) 積み込み及び積み降ろし時は、輸送船の走行時のように船底から新鮮な海水が絶えず供給される状況ではないため、船外の海水をポンプで船倉へ適宜注水すること。
 - 3) 最大100尾を船倉6槽へ積み込み、及び積み降ろしを行うにはかなりの時間を要する。この時間中、船倉内の魚には酸欠などのリスクがあるので、その旨を念頭に置いて作業を実施すること。
 - 4) 1)～3)の点を考慮し、魚の状態を瞬時に判断及び予見して海水注水、排水、酸素通気などの適切な措置を取ること。なお、過剰な酸素通気は酸素過剰症など後日の生残に大きな支障を来す可能性がある場合もあり、最小限の使用にとどめること。
8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。